



(資料) 厚生労働省、福岡県労働局

(注1) 有効求人倍率は新規学卒者を除きパートタイムを含む

(注2) 有効求人倍率は、平成29年12月以前の数値については平成30年1月分公表時に新季節調整指数により改訂されている。

(注3) 所定外労働時間は従業員規模30人以上の事業所